

国立大学法人岩手大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 学士課程への円滑な導入に関する諸取組を連携させて、初年次教育を充実する。
- ② ESD（持続発展教育）を通して全学共通教育と専門教育が連携し、「学士力」の育成を図る。
- ③ 人材養成目的に応じたコア・カリキュラムを提示し、基礎教育と連携した専門教育プログラムの充実を図る。
- ④ 学士に求められる学習成果を明確にし、「学位授与の方針」を定める。
- ⑤ 学生自らが学びをマネジメントする仕組みを導入し、学生の自発的な学びを促進する。
- ⑥ 成績評価ガイドラインに基づく客観的な成績評価を行い、きめ細かい履修指導を行う。
- ⑦ 秋季入学を実施する研究科を増やし、留学生・社会人を積極的に受け入れる。
- ⑧ 研究科または専攻毎に課程修了者が修得すべき教育内容と達成目標を定め、単位制度の実質化を図る。
- ⑨ 語学力習得の支援体制を強化して、語学教育の充実を図る。
- ⑩ ICT（情報通信技術）等を活用した教育プログラムにより国際的視野の育成を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 人材育成上の目的と学習成果の観点から学士課程、大学院課程の教育プログラムを見直し整備する。
- ② 「入学者受入の方針」を見直した上で、全学的な入学者選抜体制を整備する。
- ③ 学部を越えた教育プログラムを導入して、学生の幅広い学びを促進する。
- ④ ICT（情報通信技術）をはじめとした教育環境の整備に取り組む。
- ⑤ 授業改善のためのPDCAサイクルを構築して、教育内容・方法の改善を行い、教員の教育力の向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 学生への経済的支援方策の充実を図る。
- ② 入学から卒業までの学生情報を総合的に活用して、きめ細かい学生支援を行う。
- ③ 修学上、特別な支援を必要とする学生に対する支援をネットワーク化して充実を図る。
- ④ 学生寮の居住環境を改善し、寮生活の充実を図る。
- ⑤ 学外諸団体と連携して、学生のボランティア活動を促進する。
- ⑥ 学生団体等と連携して、大学の事業や行事に学生の参加を促進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 実績と高い水準を有する卓越したプロジェクト型研究等の発展・形成を支援する方策を整備し、重点的に推進する。

- ② 産業、学術文化、教育に係わる地域課題研究や特色ある研究に積極的に取り組み、成果の社会還元を進める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 競争的な研究経費支援制度により、今後の発展が期待される萌芽的な研究や持続社会形成に資する研究を育成・推進する。
- ② 若手研究者への研究費支援や女性研究者への研究遂行支援等を通じて、研究環境を整備する。
- ③ 技術系職員による教育・研究支援体制の改善・整備を行うとともに、教員の教育研究アクティビティの向上に資する方策を整える。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- ① 「地域の再生・発展に寄与する国立大学」としての機能を強化する体制を整備し、全学的な教育カリキュラムの改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、更には地域社会と大学が協働して課題を共有し地域振興策の実施を視野に入れた取組を進める。

(2) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 産学官の人及び組織のネットワークと連携し、次代の地域づくりに取り組む。
- ② 「北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）」の構成校である、帯広畜産大学・弘前大学・山形大学及び岩手県内5大学との連携により、地域の知的財産の広域活用を図る。
- ③ 大学の知的資産を活用し、社会人への高度な実践教育を推進する。
- ④ 次代の地域を担う児童・生徒が幅広い素養を育むため、関係機関と連携し、科学・文化・スポーツ・芸術などに関する事業の充実を図る。
- ⑤ いわて高等教育コンソーシアムの代表大学として、県内5大学の教育環境の整備や教育力の向上を図る。
- ⑥ 獣医学に係る専門教育プログラムの他大学との共同実施について検討を進める。
- ⑦ 北東北国立3大学は連携して、地域の諸課題を視野に入れつつ、教育・研究・社会貢献を行う。

(3) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 国際戦略を検討する組織を設置し、海外との教育交流及び研究交流を推進する。
- ② 留学生宿舎を新たに確保し、交流協定校との短期交換留学等の受け入れを拡大する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 教育学部・教員養成機構と連携して、教員養成に関わる教育・研究への協力・支援を拡充する。
- ② 教育委員会との連携のもと、地域のモデル校として、地域の教員の資質・能力の向上、地域の学力の向上、教育活動の一層の推進に寄与する。
- ③ 研究協力校、教育実習校としての附属学校の機能を勘案し、入学定員枠の適正化を含めて、管理運営機能を強化する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 教育研究組織の再編成等を見据え、水産系の高度専門人材の育成を行うための教育研究組織の整備に向けた調査を行う。
- ② 学長のリーダーシップの下、柔軟性のある教育研究組織に再編する。
- ③ 組織の活性化・重点化に柔軟に対応するために、新たな人的支援制度を構築する。
- ④ 学長によるトップマネジメントを一層推進するため、全学的な意思決定プロセス等を再構築する。
- ⑤ 人事評価制度の適切な活用を図り、インセンティブを高めることにより、教職員の業務遂行能力の向上に資する。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女、様々な年代層が働きやすい環境を整備する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 迅速な意思決定に資するよう事務組織の機能・編成を再構築する。
- ② 企画力やコミュニケーション能力等、大学職員に必要とされる能力を備えた人材の養成と登用を進める。
- ③ 情報関連体制の見直しを行い、ICT（情報通信技術）を利用した業務効率化、支援体制を充実・強化する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金、その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 外部資金の積極的獲得に資するため、競争的研究資金等についての情報を収集し、有効な具体策を立案、実施する。
- ② 自己収入源確立のための体制を整備する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ② 本学の教育研究等の目標達成のために必要な人員の確保と効率性を勘案しつつ、人件費管理計画を策定し、人件費の削減に努める。
- ③ 新たな削減方策の検討体制を整備するとともに、経費の節減を図る。
- ④ 環境マネジメントシステムによる省エネ・省資源の取組を強化し、CO₂排出量を削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 職員宿舍等資産の有効活用具体策を立案し、実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 評価活動の効率化のため、分散している既存システムの見直しと連携を図ることにより、重複

入力 の 解消 と 省力 化 を 進 め る。

- ② 自己点検や認証評価機関等の評価結果を教育研究・運営活動に反映させるためのシステムを強化・充実する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 教育研究活動、大学運営、大学改革の状況などの情報を、広く積極的に提供する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① 安全・安心をコンセプトとした施設整備基本計画を策定し、学生や市民に愛されるキャンパス整備を計画的に進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 安全衛生業務の管理を集約化することにより、機動的、効率的な体制を構築する。
- ② 地域と連携し、防災計画を推進する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 契約手続きの適正化及び服務規律の保持の観点から、管理・監査体制の整備充実と意識の向上を図る。
- ② 情報セキュリティを強化するための情報基盤を整備・拡充する。
- ③ 情報セキュリティマネジメントシステムを継続的に改善し、セキュリティ意識の学内への浸透を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 18億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

緑ヶ丘宿舍の土地（岩手県盛岡市高松三丁目19番6号）を譲渡する。

農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター（滝沢農場）の土地（岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子1552番地）の一部を譲渡する。

岩手大学の土地（岩手県盛岡市上田一丁目394）の一部を譲渡する。

農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター（滝沢農場）の土地（狼久保工区第2号幹線、岩手県滝沢市菓子1552番地1）の一部を譲渡する。

岩手大学の土地（岩手県盛岡市上田三丁目 1 1 3 番 2 及び岩手県盛岡市上田四丁目 4 9 番 1）の一部を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、環境整備及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
学生寮整備事業等	総額	長期借入金 (900)
小規模改修	1,152	国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (252)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- (1) 組織の活性化・重点化に柔軟に対応するために、新たな人的支援制度を構築する。
- (2) 人事評価制度の適切な活用を図り、インセンティブを高めることにより、教職員の業務遂行能力の向上に資する。
- (3) ワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女、様々な年代層が働きやすい環境を整備する。
- (4) 企画力やコミュニケーション能力等、大学職員に必要とされる能力を備えた人材の養成と登用を進める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 42,869百万円

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (民間金融 機関)	0	3	39	40	41	42	165	735	900

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

4 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 人文社会科学部3号館整備費の一部
- ② その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	41,269
国立大学財務・経営センター施設費交付金	252
自己収入	22,081
授業料及び入学料検定料収入	21,101
雑収入	980
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6,262
長期借入金収入	900
計	70,764
支 出	
業務費	63,350
教育研究経費	63,350
施設整備費	1,152
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,262

計	70,764
---	--------

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額42,869百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人岩手大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II〔特別運営費交付金対象事業費〕

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E(y)：教育研究等基幹経費（①）を対象。

F(y)：その他教育研究経費（②）を対象。

G(y)：基準学生納付金収入（③）、その他収入（④）を対象。

S(y)：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y)：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y)：施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y)：特別経費（⑤）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I(y)：特異要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要

となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α （アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	70,579
經常費用	70,579
業務費	64,858
教育研究経費	13,167
受託研究費等	5,067
役員人件費	1,071
教員人件費	33,389
職員人件費	12,164
一般管理費	3,158
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	2,563
臨時損失	0
収入の部	70,579
經常収益	70,579

運営費交付金収益	41,224
授業料収益	17,179
入学金収益	2,689
検定料収益	564
受託研究等収益	5,067
寄附金収益	1,086
財務収益	26
雑益	954
資産見返負債戻入	1,790
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	71,746
業務活動による支出	67,569
投資活動による支出	3,195
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	982
資金収入	71,746
業務活動による収入	69,612
運営費交付金による収入	41,269
授業料及び入学金検定料による収入	21,101
受託研究等収入	5,067
寄附金収入	1,182
その他の収入	993
投資活動による収入	252
施設費による収入	252
その他の収入	0

財務活動による収入	900
前期中期目標期間よりの繰越金	982

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表（収容定員）

平成 22 年 度	人文社会科学部	880人	
	教育学部	1,000人	
	工学部	1,700人	
	農学部	910人	(うち獣医師養成に係る分野 180人)
	人文社会科学研究科	32人	(うち修士課程 32人)
	教育学研究科	64人	(うち修士課程 64人)
平成 23 年 度	工学研究科	394人	(うち博士前期課程 330人 博士後期課程 64人)
	農学研究科	134人	(うち修士課程 134人)
	連合農学研究科	88人	(うち博士課程 88人)
	人文社会科学部	880人	
	教育学部	1,000人	
	工学部	1,670人	
平成 23 年 度	農学部	910人	(うち獣医師養成に係る分野 180人)
	人文社会科学研究科	32人	(うち修士課程 32人)
	教育学研究科	64人	(うち修士課程 64人)
	工学研究科	390人	(うち博士前期課程 330人 博士後期課程 60人)
	農学研究科	134人	(うち修士課程 134人)

	連合農学研究科	96人 (うち博士課程	96人)
平成 24 年 度	人文社会科学部	880人	
	教育学部	1,000人	
	工学部	1,640人	
	農学部	910人 (うち獣医師養成に係る分野	180人)
	人文社会科学研究科	32人 (うち修士課程	32人)
	教育学研究科	64人 (うち修士課程	64人)
	工学研究科	390人 (うち博士前期課程	330人)
		博士後期課程	60人)
	農学研究科	134人 (うち修士課程	134人)
	連合農学研究科	96人 (うち博士課程	96人)
平成 25 年 度	人文社会科学部	880人	
	教育学部	1,000人	
	工学部	1,640人	
	農学部	910人 (うち獣医師養成に係る分野	180人)
	人文社会科学研究科	32人 (うち修士課程	32人)
	教育学研究科	64人 (うち修士課程	64人)
	工学研究科	390人 (うち博士前期課程	330人)
		博士後期課程	60人)
	農学研究科	134人 (うち修士課程	134人)
	連合農学研究科	96人 (うち博士課程	96人)
平成 26 年 度	人文社会科学部	880人	
	教育学部	1,000人	
	工学部	1,640人	
	農学部	910人 (うち獣医師養成に係る分野	180人)
	人文社会科学研究科	32人 (うち修士課程	32人)
	教育学研究科	64人 (うち修士課程	64人)
	工学研究科	390人 (うち博士前期課程	330人)
		博士後期課程	60人)
	農学研究科	134人 (うち修士課程	134人)
	連合農学研究科	96人 (うち博士課程	96人)
平成 27 年	人文社会科学部	880人	
	教育学部	1,000人	
	工学部	1,640人	
	農学部	910人 (うち獣医師養成に係る分野	180人)

度	人文社会科学研究科	32人	(うち修士課程	32人)
	教育学研究科	64人	(うち修士課程	64人)
	工学研究科	390人	〔うち博士前期課程	330人〕
				博士後期課程
	農学研究科	134人	(うち修士課程	134人)
	連合農学研究科	96人	(うち博士課程	96人)